

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし  
 区分 II : 該当なし  
 区分 III : 該当なし  
 その他 : 22 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービンランド蒸気系ランド蒸気蒸化器補給水調整弁ランド部より水の漏えい(約4.9cc、放射能なし)が認められたため、当該弁下部に受容器を設置及び対応検討。	D	
2	2号機	定期事業者検査に使用する工具センター所管のノギスにおいて、JIS規格準拠で校正すべきところを、メーカー標準で校正していたことが認められたため、JIS規格準拠で校正。(要求精度を満足しているため検査に影響なし)	対象外	
3	3号機	復水・給水系復水ポンプ(C)水平振動検出変換器点検において、出力電圧に変動が認められたため、調査及び対応検討。	D	
4	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器切替弁(B1、B2)点検において、同切替弁軸に腐食が認められたため、当該切替弁軸を交換。	D	
5	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器切替弁(B1、B2)点検において、同切替弁6台(A1～C2)の駆動部品(リングサポート)に腐食が認められたため、当該腐食部品を交換。	D	
6	3号機	定期事業者検査「第15回監視機能健全性確認検査(その3の1)」において、同検査要領書の一部に誤記が認められたため、記録訂正の正誤表を作成し、当該要領書に添付。	C	
7	3号機	復水・給水系復水脱塩装置バイパス弁及び復水浄化系再循環弁用電動弁駆動部点検において、電動機ベアリングに異音の発生が認められたため、当該ベアリングを交換。	D	
8	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器(A1、A2)点検において、同回収器内面ライニングに磨耗が認められたため、当該磨耗部を補修。	D	
9	3号機	復水脱塩装置脱塩塔(E)再循環水弁の電動駆動部点検時、ターミナルブラケット取付け脚部に折損が認められたため、当該部を補修。	D	
10	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン油昇圧ポンプ(A)用電動機点検において、負荷側・反負荷側回転子軸嵌め合い部外径寸法及び軸受ケース内径寸法に判定値外れ(使用に問題なし)が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	残留熱除去系試験調節弁(B)電動機点検において、制御ケーブルを点検したところ、端子部より心線の露出(2本)が認められたため、当該端子部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	低圧タービン(A)内部車室点検において、同車室下半の防熱板止め金具に侵食が認められたため、当該止め金具を交換。	D	
13	3号機	原子炉隔離時冷却系弁点検において、動作可能逆止弁リミットスイッチ用フレキシブル電線管接続部に損傷が認められたため、当該電線管接続部を交換。	D	
14	3号機	原子炉再循環ポンプ用可変速流体継手(A)点検において、すくい管駆動ユニット内平歯車ベアリングの動きが悪いことが認められたため、当該ベアリングを交換。	D	
15	3号機	タービン潤滑油系油フィルターポンプ点検において、負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
16	3号機	高圧炉心スプレイ系熱交換器室空調機用電動機点検において、ファン軸嵌め合い内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
17	3号機	循環水ポンプ(B)電動機点検において、固定子スロットルくさび(4本)に緩み、固定子コイル部反負荷側(8ヶ所)にコロナ放電痕及び回転子バーに緩み(19本)が認められたため、当該部を点検及び補修。	D	
18	3号機	主タービン主蒸気止め弁(A、B、C)計装品点検において、端子箱接続用フレキシブル電線管接続部に破損が認められたため、当該電線管接続部を交換。	D	
19	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(B1、C1、C2)のケーシング(計14ヶ所)に腐食が認められたため、当該ケーシングを補修。	D	
20	3号機	原子炉建屋2階北東の照明用ケーブルに断線が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
21	4号機	復水器起動用真空ポンプ室空調機用電動機点検において、負荷側軸受ケース内径寸法及び回転子軸の反負荷側嵌め合い部外径寸法並びに嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
22	4号機	変圧器油温度記録計において、主変圧器油温度及び所内変圧器(B)油温度の指示に乱点(実際の油温度変化なし)が認められたため、当該記録計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電 話 0240-25-1353